

令和 6 年 2 月 19 日

瀬戸内市議会議長

小谷 和志 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央



政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和 6 年 2 月 8 日（木）～10 日（土）
研修会名	保育研究所第 43 回研究集会 子ども家庭庁の政策動向とそのねらい
開催場所	オンライン
研修内容	2 月 8 日 テーマ 1 ICT・デジタル化、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なヴィジョン」・「架け橋プログラム」のねらいと明日の保育 1. 保育の ICT・デジタル化とは何か? 中西 新太郎 氏（横浜市立大学名誉教授） ○デジタル化をめぐる問題のつかみにくさ ・ICT の内容がそもそもわからない人が多い ・デジタル化という政策言語には、「どんな技術をどのように開発しそれをどんな社会にするために利用するか」という政治的な方向付けがこめられている。 ○デジタル化政策の全体像 ・骨太方針 2020 には「経済社会の構造改革そのもの」「社会全体の DX の推進に一刻の猶予もない」とある。 ・個人情報をすみずみまで収集する。 ・個人情報の大量集積を AI 等で解析し、制度の高い特徴を抽出、利用する。 ○自治体 DX



・行政の「効率化」によって国民の生活が便利になるという幻想である。

・手続、業務がデジタル処理での完結、機械での自動化が基本である。

・安全点検が目視ではなく、デジタルで実施する。

・民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とする。

・相互運用性確保を原則とし、官民で適切にデータを共有する。

・保育分野は人の配置の充実が求められるが、人の配置はされず、デジタル化だけは進められる。

・個人情報の保護よりもデータの収集・利用が優先される恐れがある。

○子ども、教育にかかわる分野でのデジタル化の位置づけ

・教育、こども関連分野は「準公共」である。

・「こども誰でも通園制度」に適用可能である。

・保育所等において、保護者との連絡を含む保育の周辺業務や補助業務に係るデジタル化を推進する。

・データ連携等により、潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握し、支援につなげる際の課題等を検証する実証事業を実施する。

○教育DXと幼児教育・架け橋プログラム

・中教審答申には「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」とある。

・こどもに関するデータをどのようなものを、誰が、どのように収集するかが重要な問題である。

・「データを活用する」という名目で教育実践の内容が統制される危険がある。

○幼児教育スタートプラン

・学校教育に接続する幼児教育の在り方を幼稚園、保育園等に実行させていく。

・5歳児の教育を当面の課題としている。

・幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化させようとしている。

・幼児期からの子どものデータ蓄積・活用による一人一人の発達把握、早期支援を目標とする。

・保育の在り方、保育内容の変更を想定しており、保育者への指導、研修機会の拡大が計画されている。

○保育のICT化政策

・デジタル技術の活用は保護者への連絡、園内の情報共有、書類作成の業務等の負担軽減につながる。

- ・保育環境や子供の成長のデータ蓄積とその活用がメリットである。
- ・配置基準の見直しの話ではない。
- ・子どもの権利保障の観点もない。
- ・保育所におけるはじめての ICT 活用ハンドブックが作成されている。
- ・ICT 化により「保育の質」が上がると説明されているが、「質」とは具体的にどのような内容なのか明らかではない。
- ・保育所運営及び保育実践が民営化される新たな手法である。

2. 保育を民主主義の育つ拠点にするために

大宮 勇雄 氏（福島大学名誉教授）

- 「子どもの権利条約」を掲げる「こども施策」
 - ・こども家庭庁は子ども行政の新体制である。
 - ・こども施策の基本理念はこども基本法（自立した個人、愛され保護される存在など）に基づく。
 - ・すべての子どもが格差なく質の高い学びを継続できるようにする。
 - ・人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。
 - ・政府が子育てや保育を通じて、子どもの権利を実現するのにふさわしい主体になる。
 - ・政府が子どもの育ちの「成果や課題」を設定し、評価を義務付けて、親や保育者にその達成責任を負わせる。
- 子どもの権利を実現するには民主主義
 - ・政府のこども施策に欠けているものは民主主義である。
 - ・自分たちにかかわる事柄は自分たちで決める。
 - ・多様な集団が参加するほど、その内容は豊かになる。
 - ・民主主義はつねに新たに作り直さなければいけない。
- 保育における民主主義
 - ・保育の現場に決定権を与える。
 - ・子ども・保育者・保護者が参加して保育する。
 - ・保育は与えられた成果や目標を実現する技術的仕事ではない。
 - ・他者とのかかわりが子どもを学びの主体に育てる。
 - ・保育にみんなが参加することで子どもはよりよく育つ。
- 子どもとともにみんなで社会に変化を創り出す
 - ・子どもの権利条約の精神を大切にする。

2月9日

テーマ2

こども誰でも通園制度とこれからの保育

報告①「こども誰でも通園制度」の提案経過、その内容と問題点

逆井 直紀 氏（保育研究所）

○こども家庭庁の発足、こども政策に関わる諸文書の公表・発出

- ・こども大綱は今後 5 年間のこども政策基本方針・重要事項を示している。

- ・異次元の少子化対策としてこども未来戦略を策定

- ・75 年ぶりの配置基準の改善を実施

- ・こどもだれでも通園制度の創設

○職員配置基準

- ・4, 5 歳児の改善（30 対 1→25 対 1）

- ・最低基準（内閣府令）の改定 本則は改善内容を記述

- ・しかし、附則で期間の定めのない経過措置→30 対 1 でも可

- ・3 歳児も経過措置付き基準改定

- ・1 歳児（6 対 1→5 対 1 への改善）先送り

○こども誰でも通園制度（仮称）

- ・予算案、検討会、関連法議会上程へ

- ・多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- ・保育所に通所していない子どもの週 1~2 回程度の預かり

- ・ICT 等を活用した急な預かりニーズへ対応

報告②子育て世帯、保育現場の状況変化から保育制度のあり方を考える
蓑輪 明子 氏（名城大学）

○現代の家族と母親の働き方の現状

- ・家族の多就業

- ・共働き化と格差拡大

- ・長時間・フレキシブル労働の女性への拡大

- ・家族役割・子育ての外部化

- ・ケア労働の低賃金・長時間労働

- ・家族の多様化、ひとり親世帯の増加

- ・専業主婦世帯の貧困

- ・妻の就業の有無による世帯所得格差

- ・依然として困難な生活と仕事の両立

- ・時短でもかわらない業務量

- ・雇用形態による格差

○保育労働における低賃金・長時間労働

- ・女性正規雇用の低賃金、長時間労働の傾向

- ・ケアや生活と仕事の両立困難

- ・女性非正規雇用への依存
 - ・人手不足が加速
 - ・処遇改善政策の影響で労働者一般に比べても依然として低所得職種
 - ・休憩がとりづらい
 - ・保育以外の業務増加により現在の配置では保育自体が回らない
 - ・施策に自治体間格差が生まれている
 - ・保育士養成校で「学生確保」「学生支援政策の充実」が困難
- 保育政策・保育実践に必要な視点
- ・個人生活を犠牲にしない労働環境の確立
 - ・人材獲得可能な賃金水準の確保
 - ・労基法や社会的標準にかなう労働時間
 - ・「管理」業務の確立
 - ・上司や先輩が相談に乗れず、若い保育士に目配せできない職場は働きにくい

報告③権利としての保育を実現するために必要な視点－欧州から学ぶ
木下 秀雄 氏（元大阪市立大学）

○EU（欧州連合）の動向

- ・2022年9月「早期こども教育・ケアと長期介護」についてコロナを経験したうえで改めてEUとして方針を提起
- ・EUが目指す保育利用率目標と見直しと保育の充実を提起
- ・2030年達成を目指す保育利用率（3歳児未満50%、3歳以上96%）
- ・脆弱な環境に置かれているこども、不利なバックグランドを持つ子どもに対する保育の必要性
- ・女性の労働市場参加の障壁を除外し、ケア責任のジェンダー・ギャップをなくす
- ・保育充実整備の視点の多面性と権利の重要性強調
- ・こどもであれば「誰でも」利用できる教育・ケアとして考えられ、「権利」として提供

○ドイツの動向

- ・家族主義の根強い国、労働規制の側からの育児休業制度などの整備
- ・特に3歳児未満の保育ケア整備は遅れていた。
- ・2013年「保育」利用権の明文化以後に変化
- ・コロナ後整備が進み、利用も増加

○日本の今後の「保育」のありようを見通す

- ・日本の保育制度は普及率や利用率で見ると遅れた制度ではない。

- ・「保育」の果たすべき社会的意義を掲げつつ、現状改善を具体化する出発点になる。

報告④保育現場から「こども誰でも通園制度」を考える

小西 文代 氏（愛知県・社会福祉法人新瑞福祉会）

○こども誰でも通園制度は、乳児からの集団保育の必要性や子育てを支える保育園の役割を評価したもの。

○今提案されているこども誰でも通園制度は、保育園が直面している問題や子育て中の保護者の要求、子どもたちの豊かに育つ権利からかけ離れた制度

○こども誰でも通園制度の問題点①（保育現場の実態）

- ・一時保育を利用するものは0、1歳児が主である。
- ・一時保育実施園を増やすなどの制度拡充が必要。
- ・保育現場への充実は後回しになっている。

（保育士の待遇の悪さ、職員採用困難など）

・今以上の保育士の負担が大きくなるとさらに保育士確保が困難になる。

・乳児からの集団保育の必要性をいうのであれば、まずは保育条件の改善である。

○こども誰でも通園制度の問題点②（一時保育との違い）

- ・一時保育との違いが不明瞭である。
- ・対象児童と利用上限、自由利用に問題がある。
- ・自由利用は全国どこでも1時間から利用できる。
- ・補助金が低額で保育体制を維持することができない。
- ・こどもにとって安心で楽しい場所となりえない。
- ・こどもには安心できる空間と人と遊びが必要である。
- ・今必要なのは一時保育を拡充するための支援策である。

○こども誰でも通園制度の問題点③（子育て中の親子にとって大切なこと）

- ・預かるだけは保育ではない。
- ・こどもが不安になる。
- ・親子の関係性を参考に受け入れ準備ができることが大事である。
- ・どの子にも保育を受ける権利を持つ制度にすることが必要である。

報告⑤困難を抱えた子育て家族を真に支えるために必要なこと

池添 素 氏（子どもの療育に応益負担を持ち込ませない会）

○支援が必要な親子を支える仕組みの変遷

- ・1970年代、1歳6か月児健診の制度化、障害の早期発見、早期対

応、早期療育

- ・2000年代、社会福祉基礎構造改革
 - ・2006年、障害者自立支援法（応益負担、契約制度、日額報酬制度）
 - ・療育は社会福祉法人以外の営利企業の参入が急増
 - ・進む市場化の渦に巻き込まれる親子、どんどん企業化する療育
- こども誰でも通園制度が対象にしている子どもたちのこと
- ・乳児期後半の子どもたち
→自分から外界に働きかけたい時期、新しい出会いと不安を乗り越える時期、生活や人間関係の主人公になる時期
 - ・支援を必要とする子ども
→子どもの生きづらさの理解が必要、医療的ケアなど高度な専門性と人員の確保が必要、保護者へのていねいな子育て支援が必要)
- こども誰でも通園制度は真の支援策になるのか
- ・対象児は環境と人に敏感な年齢
 - ・不安が育ちに与える影響
 - ・困難な家庭への支援は継続した支援と信頼関係
 - ・何より必要なことは、わが子と自分が大切にされている実感

2月10日

テーマ3

こども家庭庁の行方と保育制度拡充の展望

1、こども関連施策の財源はどうあるべきか

伊藤 周平 氏（鹿児島大学）

○少子化対策の財源問題と保育をめぐる現状

- ・2022年、異次元の少子化対策方針
→必要な財源を確保は迷走
- ・2023年12月、こども未来戦略
→2026年度から医療保険に上乗せして徴収する方針
- ・コロナ禍を経て、「保育は社会の維持に欠くことのできない仕事（エッセンシャルワーカー）」と認知
- ・保育士の待遇は低いまま、現場から待遇改善を要望

○社会保障の財源問題

- ・少子化高齢化を名目とした社会保障の歳出削減
- ・社会保障は国民生活に必要な制度であり、国や自治体の予算が優先的に配分されるべき性格のもの
- ・問題は、国の財政赤字や歳入不足を理由に社会保障の費用が削減されている現状

○消費税による社会保障財源の確保とその問題点

	<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける社会保障費を賄う財源は消費税しかないという思い込み ・消費税の社会保障財源化とは、消費税の増税分しか社会保障支出を増やさないこと ・社会保障の充実のための財源としている消費税は貧困や格差を拡大する特徴を持つ不公平税制 <p>○保育制度改革の動向と今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士配置基準の改善 ・公定価格の引き上げによる保育士等の待遇改善 ・こども誰でも通園制度を実施できるように法案を提出（2024年） ・財源を消費税ではなく、所得税、法人税などの強化 <p>2. 現行保育所制度の拡充を一児童福祉法24条1項を生かす視点とは 村山 祐一 氏（保育研究所）</p> <p>○私立保育所は市町村の委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第24条1項の市町村の保育実施責任の拡充を求める。 ・市町村の保育実施責任の拡充は保育の質向上に貢献することになる。 <p>○運営費（委託費）の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費関係、管理費関係、人件費関係である。 ・待遇改善加算費は、すべて人件費だけでなく管理費に含まれる。 <p>○定員割れ問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的条件等で定員超過と定員割れが起きている。 ・待機児童解消を進めつつ、利用分散を図り、定員超過と定員割れ解消をすすめる。 <p>○現行制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・運営基準、保育士等職員配置基準の抜本的改善 ・園長、主任保育士、栄養士、看護師、用務員等の職員配置の位置づけ ・幼稚園の職員加配配置基準を保育所にも適用 ・重大事故防止のために食事・睡眠等リスク場面への援助保育士配置 ・保育時間に応じた保育士配置、休憩、有給休暇の保障
所感	こども家庭庁が設置され、少子化に対する対策として様々な政策を提案し、実施している。自治体や保育現場で新たな政策に対応しなければいけない。国において充分審議されないままと感じるような状態で自治体や保育現場に示されている。しっかり自治体、保育現場、子育ての家庭を置き去りにしないようにしてほしい。本来大

切にされなければいけない「こども」に光が当たっていないように感じる。問題があるような状態で実施をしなければいけないような政策もあると感じる。今、国が示している政策は少子化対策につながるかは大いに疑問である。

今回の講演で話された ICT 化は、今導入しようとしていることが保育士の仕事軽減にはつながらないと考える。豊かな保育を行うためには ICT 化を導入する事ではなく人的配置基準を改善し、現場が求める人員配置を行えるようにすることが必要である。

また、こども誰でも通園制度は子どもの状態や育ちを大切にする形で進めてほしい。今ままなら人員配置も不十分なままできないと考える。市でも対応が求められるようになるが、現状でも公立保育園でも人員不足が常態化しているので、こども誰でも通園制度が実施できるか疑問である。

国の動きを把握しながら、自治体で実施をする前に問題点を議会でも明らかにしながら、自治体で混乱なく、子どものための保育、そして保護者が安心して預けることができる、保育士が長く安心して働き続けることができる制度にしなければいけないと改めて感じた。